

会 議 報 告 書		
会 議 名	第 3 回草津市地域密着型サービス運営委員会記録	
開 催 日 時	平成 2 8 年 4 月 2 2 日 (金) 1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0	
開 催 場 所	草津市役所 8 階 大会議室	
委 員	氏 名	氏 名
	佐藤 卓利	清水 啓司
	小賀野 京子	片岡 美弥子
	高島 聡	山根 明美
	堀 裕子	卯田 正明
事 務 局	介護保険課：居川課長、福留専門員、村上主査、中村主事	
記 録 作 成 者	介護保険課 介護保険グループ 村上	
そ の 他	傍聴者 2 名	

## 1. 開会

○事務局 只今から、第 3 回草津市地域密着型サービス運営委員会を開催させていただきます。

本日の委員会には 9 名中、現在 7 名の委員に御出席いただいております。草津市附属機関運営規則第 6 条第 1 項の規定により委員の半数以上の出席をいただいておりますことから、この委員会は成立していることを報告させていただきます。

本委員会につきましては、草津市審議会等の会議の公開等に関する指針の規定によりまして、市民の皆様等に公開することとなっております。本日の会議開催にあたりましては、傍聴人として現在 1 名の方にお越しいただいておりますので、御報告をさせていただきます。

なお、本委員会で御審議いただいた内容につきましては、会議録としてまとめさせていただきます。草津市のホームページに公開をさせていただきます。

本日、副部長の小川が出席させていただく予定だったのですが、所用により欠席させていただきますので、あいさつにつきましては、介護保険課長の居川がさせていただきます。よろしくお願いいたします。

## 2. あいさつ

○居川介護保険課長 皆様、おはようございます。本日は、お忙しい中御出席をいただきましてありがとうございます。

只今から、第3回草津市地域密着型サービス運営委員会の開催をさせていただきます。

本日でございますが、お配りをさせていただきます次第でございますように、一点目といたしまして、この5月に開始を予定されております、地域密着型通所介護事業所の指定についての御審議をいただきたいと思っております。

次に、2点目でございますが、地域密着型サービス事業所に義務づけられております、運営推進会議の設置及び運営に係る取り扱いについてでございますが、こちらは、平成25年度になりますが、2月に開催いたしました当委員会で御審議をいただいて、現在、各事業所へ周知しているところでございますが、今般、介護保険法の制度の改正で、地域密着型通所介護、また認知症対応型通所介護についても、この運営推進会議の設置開催が義務づけられております。

このことから、平成25年に御協議いただきました方針の見直しをさせていただいておりますので、説明をさせていただきたいと考えております。

次に、3点目でございますが、市内のグループホームはるかについて、こちらが草津あんしんいきいきプラン6期計画に基づきまして、居室のほうを増床され、4月末から供用の開始をされます。図面等をお示しさせていただきながら、増床の内容等について、御説明させていただきたいと思っております。

最後でございますが、地域密着型サービスを円滑に進めることを目的に、草津市、栗東市、守山市、野洲市の4市で、今後の地域密着型サービスの取り扱いについて、一定の方針を決定させていただいております。その内容につきまして、説明をさせていただきたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、それぞれの議事に当たりまして、忌憚のない御意見をいただきますようお願い申しあげまして、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

### 3. 議事

○事務局　それでは、これ以降の進行につきましては、草津市附属機関運営附則第5条第2号の規定によりまして、委員長をお願いしたいと思います。佐藤委員長、よろしく願いいたします。

○委員長　どうも皆様、おはようございます。

それでは、第3回草津市地域密着型サービス運営委員会の進行を務めさせていただきます。あらかじめ委員の皆様には、事務局より、本日の審議資料を郵送していただいたと思います。これに基づいて進めさせていただきますが、資料1-1および資料1-2が議事「(1)地域密着型サービス事業所の指定について」の資料になっております。事務局のほうから説明をお願いします。

○事務局　それでは、議事に入る前に、お手元にある資料の御確認をさせていただきたいと思います。

まず、資料1-1「地域密着型サービス事業所の指定について」になっております。次に、資料の1-2は、委員長のほうから御紹介がありました、「デイサービスきたえるーむ草津指定審査資料」になります。

続きまして、資料2「草津市運営推進会議の設置及び運営に係るガイドライン（案）」になります。

続きまして、資料3-1、「グループホームはるかの増床について」、資料3-2が増床後の「平面図」となっております。

最後になりますが、資料4「地域密着型サービス事業所に係る取り扱い（湖南4市共通事項）」となります。

また本日、お手元のほうに配布をさせていただいておりますが、ピンク色のファイルにつきましては、前回にも配付させていただきました「基礎資料」となっており、地域密着型サービスの基準を定めた条例等を添付させていただいております。

資料等に過不足等はありませんでしょうか。

なお、資料1-2及び資料3-2につきましては、当委員会終了後に回収をさせていただきますので、御了承をお願いいたします。また、ピンク色のファイルにつきましても、当委員会終了後に回収をさせていただきます。

それでは、議事「(1)地域密着型サービス事業所の指定について」、御説明させていただきます。

今回の指定にあたりましては、事前に私どものほうで新規事業所の写真を撮影してまいりましたので、そちらを御紹介させていただきながら御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、資料1-1、資料1-2及びピンク色のファイルを順に御覧いただければと思

います。

資料1-2が今回の指定申請に際して、事業所から提出された資料でございます。それを要約させていただいたものが資料1-1になっておりますので、説明はこの資料1-1に基づき、順にさせていただければと思っております。

また、ピンク色のファイルについてですが、今回の指定対象である地域密着型通所介護というサービスにつきましては、前回の当委員会でも御説明させていただきましたとおり、介護保険法の改正によりまして、利用定員18名以下の通所介護事業所については、平成28年4月1日より地域密着型通所介護事業所となり、指定及び指導に関する権限がこれまで都道府県にあったのですが、こういったものが各市町へ移行されております。

こうした中、地域密着型通所介護の指定基準につきましては、厚生労働省令に基づき、市町が条例で定めることとなっておりますが、当該基準条例の制定に際しましては、一年間の経過措置が設けられており、条例が施行されていない間は、厚生労働省令で定める基準が適用されることとなっております。

つきましては、本市では、今年度当該条例を制定いたしますので、制定、施行されるまでの間は、国の基準省令に基づき指定の可否を判断することとなります。本日お配りしたピンク色のファイルの中には、国から示されております基準を綴じていますので御確認をいただきたいと思っております。

それでは、資料1-1を御覧ください。

新規指定となっております、デイサービスきたえる一む草津は、地域密着型通所介護を提供する事業所になります。事業所の概要についてでございますが、所在地は、草津市草津町1540番地1、指定申請者は、りふれ株式会社 代表取締役 塚田益司となっております。

続きまして、2ページ中段になりますが、2、事業の目的、運営方針等については、事業所から御提出いただきました運営規定等から抜粋させていただいております。それぞれ事業の目的、運営方針、サービスの内容といった順番に抜粋をさせていただいております。

2ページになりますが、営業日等につきましては、記載のとおりでございます。土曜日を除いた月曜日から金曜日までについては、午前、午後に分けてサービスの提供をされることとなり、定員はそれぞれ午前10名、午後10名となっております。

続きまして、指定にあたりましては、先ほど申しあげました厚生労働省令における基準を満たす必要があることから、国の基準省令と今回申請された計画等の比較をさせていた

だいておりますので、順に御説明をさせていただきます。

まず、人員に関する基準になります。左側が厚生労働省における基準になっておりまして、右側がデイサービスきたえる一む草津の指定申請時の内容となっております。従業員の人数等につきましては、上から生活相談員、看護職員または介護職員、機能訓練指導員及び管理者ごとに基準がそれぞれ設けられておりますが、今回の申請については全て基準を満たしております。

例えば、生活相談員ですと、生活相談員のサービス提供時間内の勤務時間の合計数をサービスを提供している時間で割った場合、1以上となるための必要数というのが求められておりますが、デイサービスきたえる一む草津につきましては、生活相談員を常勤専従で1名を確保されているという形になっております。

他の職員配置につきましても、常勤で配置をされておられますので、それぞれで基準を満たしていることとなっております。

また、3ページになりますが、設備、備品等につきましても厚生労働省令で定められた基準について全て満たす内容となっております。こちらも御紹介をさせていただきますと、例えば食堂、機能訓練室というのがありますが、こちらの基準につきましては、それぞれ必要な広さがあり、合計面積は、3平米に利用定員を乗じた面積以上が必要となっているところです。

デイサービスきたえる一む草津につきましては、定員が10名になりますので、3平米かける10名ということで、30平米が確保されておれば基準を満たすような内容となっております。

実際のきたえる一むの状況としましては、食堂及び機能訓練室で109.688平米ございますので、基準は満たしている状況となっております。

その他、静養室、相談室、事務室等につきましても確実に設置されていることを確認させていただいており、また消火設備等についても設けられていることを確認しております。

ここで事前に撮影してまいりました事業所の様子を御確認いただければと思います。

(スライドで事業所の様子を確認)

また、資料1-1に戻りますが、3ページの運営に関する基準についてになります。運営規定、重要事項説明ともに、資料1-2に添付させていただいておりますが、当然なが

ら作成されておりますし、またそれぞれ基準に設けられた必要な項目についても規定が設けられていることを確認しております。

以上、非常に簡単ではございますが、デイサービスきたえる一むの指定申請につきましては、各基準等を満たす申請となっております。

どうぞ、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 どうもありがとうございました。

当運営委員会は、書類審査だけということで、提供いただきました書面での資料に基づいて、皆様から御意見をいただくということになります。いかがでしょうか。

○委員 この業者さんは、何店舗目というか、栗東にも事業所がありますよね。

○事務局 はい。

○委員 県内何カ所目で、栗東ではどのような運営になっているのか。また、栗東の事業所を利用されている方の移動があるかどうか、教えてください。

○事務局 こちらの事業所につきましては、県内では2カ所目であると、事務局では把握しております。今、委員がおっしゃっていただきました、栗東で同じようにデイサービス事業所を営業されておられ、直近のデータになりますが、登録定員が88名、実利用者数が78名で営業されていると聞いております。

栗東の事業所は、平成27年1月から事業を開始されているということで、本年3月期より、経営も黒字になっていることを伺っております。また、栗東の事業所に20名ほど草津市の方も通われているという話を聞いておりますので、一定そういった方が地域密着型サービスになることで、こちらのほうを利用されるというのもあり得るのではないかと考えております。

○委員 草津にも事業所を開所されるということですので、財務の部分が気になりました。経営を維持できるのか等は、指定基準には入らないのですね。

○事務局　そうですね。介護保険法上、財務の部分については、指定可否を判断する際の基準がなく、それだけをもって指定を拒否する理由にはならないというところです。

ただし、委員が今おっしゃっていただいていますように、財務の部分というのは非常に気になる部分ではございますので、利用者がこれから利用されて、たちまち閉鎖されるといったことがないよう、私どももその部分は注視してまいりたいと考えております。

○委員長　経営に携わっている立場から御意見はございませんか。

この件については、一番のポイントかなと思うのですが、つまり厚生労働省による基準については、経営の安定性とかいうそういう項目がないですよ。

○事務局　デイサービスきたえる一む草津は、フランチャイズで事業展開をされておられます。事業を実施される申請法人についても、親会社は、別の事業をされているのですが、大きな収益をあげておられる法人になります。

また、栗東の事業所につきましては、平成27年1月開所になっており、資料についている財務諸表につきましては、平成27年6月までの決算に基づくものとなりますので、利用者の獲得がすぐにはできず、最初は難しい部分があったと思うのですが、現在の経営の収支はバランスよくいっているという状況です。

○委員　半日でサービスを利用したい、それも身体を鍛える機械のあるところでやりたい、という利用者が相当多いようですので、ニーズは高いところでしょうか。そういうふうに過ごしたい、元気でありたいという。

○事務局　そうですね。これは、一概には言えないのかもしれないのですが、市内にもこれと同様の機能訓練特化型のデイサービス、半日デイが幾つかあるのですが、利用者の方、登録者数は、多いのではないかと思います。

○委員　平均して週何回くらいの御利用の方が多いのでしょうか。

○事務局　すみません。本日は、そのデータは持ち合わせていません。

○委員 相当大変ですよ。半日では、お迎えに行つて、送つて、また迎えに行つて、送つてと、とても手間と人件費もかかりますね。

○委員 同様の形態の多くの事業所では、入浴と食事が無いと思うので、その分の人件費は要らないかとは思いますが。

○委員 居宅のほうの立場からすると、デイサービスにも行きたがらない利用者が一番勧めやすいのがリハビリ型でして、半日でどうですかというのは言いやすいので、特に男性の方が利用されるのに一番勧めやすいというところがあります。

○委員 その後、デイサービスにつながる方もいらっしゃると思います。はじめのきっかけとして、半日でお誘いしてみるのも一つの方法ですね。

○委員 そうですね。まず半日からというのがありますね。

○委員長 資料1-2の36ページに、営業時間とサービス提供時間帯の項目がありますが、営業時間は、8時30分から17時05分、平日ですね。サービス提供時間が9時から12時5分と、13時30分から16時35分ということで、午前、午後でそれぞれ分かれて、別々の方をサービスするという、そういう仕組みです。ということは、昼食はここではとらないという、そういう仕組みになっているという、そういうことですね。

もう一度、教えていただきたいのですが、同じ36ページのところで、4、機能訓練指導員1名以上というのがありますね。この機能訓練指導員というのは、何か資格を必要とするものなのでしょうか。

○事務局 そうですね。柔道整復師の資格をっておられる方が配置されるというふうに指定申請時には資料の提出があります。その資料というのが、同じ資料1-2になりますが、63ページに柔道整復師免許証をあらかじめ添付をいただいているところがございます。

○委員長 トレーニング用の機器が、先ほどのスライドで映りましたが、利用者がその



機器を利用される際につかれるのは、この機能訓練指導員ということになるのですか。

○事務局　基本的にはそのような形になるかと思います。もともとこちらの事業者は、資料にもありますが、当初は、従業員4名で運営をされる形になります。管理者、介護職員、機能訓練指導員、あと生活相談員の配置で、それぞれの役割でもって運営をされる内容になっております。

○委員長　介護職員の方は、利用者が機器を利用し、機能訓練を行うというときは、介助者的な位置づけになるのでしょうか。

○事務局　機能訓練指導員に指導を受けながら、一緒にされることになります。

○委員長　指導を受けながら、ということは、機能訓練指導員が常に絶えず利用されている方の運動機能の回復訓練の状況を見ておられるということですよ。

○事務局　イメージといたしましては、何台もトレーニング機器がスライドには映っておりましたが、トレーニングのやり方であるとか、そういったところで全体に目を配りながら見られる形になるかと思います。その際に、介護職員は、機能訓練指導員の指示に従いながら、利用者の方の手助けをするという形になるかと思います。

○委員長　利用者の中には一生懸命やられる方おられます。やり過ぎる、というところをしっかりと専門家以外の方が把握できるのかな、というのは、利用者の立場になると気になるところですね。

そういった現状について何か御存知ではありませんか。

○委員　例えば、この機械は、5分とかっていう設定を先にされているのだと思います。それを介護職員の方が機能訓練指導員の指示を受けて見守っておられる。

ただ私も気になったのですが、機能訓練指導員が一人なので、例えばこの方がお休みされた場合、加算などは取れないですよ。

○事務局　そうですね。基本的に加算は、配置が必要となりますので、仮にこの方がお休みになられると、その日は当然ながら加算は取れなくなります。

○委員　加算はなくても、利用者は利用できるシステムですか。

○事務局　はい。機能訓練指導員が一日だけでもいない日があると、営業ができないということではありません。

○委員　一般の集団体操とかと違って、必ず心臓や身体に負荷のかかる運動器具だと思うのですが、こういう場面に看護師の配置がないのはとても不安です。

○委員長　まだこちらの事業所は開所されていないので、実態が介護保険課のほうで把握できないと思うのですが、栗東では、既に2年以上されているわけですから、サービス提供の状況について、一度御確認いただいて、ヒアリングしていただくのが望ましいと思います。

サービス提供事業者の方に、直接ここでお話を聞くことができないのですが、例えば、38ページのところの13条というのは、事故発生時における対応ということで、事故が発生した場合には、ということで書かれてありますけれども、どういう事故の発生が考えられるのか、どういった事故を事業者が想定されているのか、気になりました。

○事務局　私ども介護保険課は指定権者でありますし、保険者でもありますので、現状として、市内広域型施設や地域密着型サービス事業所も同様ですが、事故が発生した場合であって、病院を受診された場合は、必ず報告をくださいというふうに申しあげています。

例えば、転倒された、皮膚が剥離された等の場合であったとしても、病院を受診された場合は、御一報をいただくようなルールになっております。

それは、当日もしくは、翌日にまずお電話で御一報をいただいて、その後、おおよそ一週間を目途に書面で事故報告書を御提出いただいております。事故報告書は、様式化されたものになっておりまして、なぜそういった事故が起こってしまったかということと、今後どのようにしたら起こらないようにできるのか、というのを書いていただいて、御提出いただき、課内で共有をさせていただいて、運営推進会議等の場において、例えば、ある

事業所ではこういった取り組みをされているとかという形で、各事業所に周知をさせていただきながら、今後において事故を未然に防止できるよう情報共有を図っているところです。

また、想定としては、重い介護度の方は、そもそもターゲットとしては考えられていないのかなとは思いますが。例えば、トレーニング機器のような機器を導入されていますので、ある程度自立されている方で、機能維持であったり、リハビリ目的の方をターゲットにされているのではないかと思います。

○委員長 栗東でどういう事故が過去にあったのかということは聞き取れますか。

○事務局 現状、具体的な内容は分かりませんが、可能かとは思いますが。

○委員長 運営規定では、事故があったときの対応として書かれているけれども、本来的には事故がないようにするためにどうしたら良いかということのほうが、より大事なわけで、どういう事故が想定されるかということを利用者のほうもそれなりに考えておかないといけないのではないかと思います。

だから、そういうところは、文面では分かりませんので、直接利用者の方からお聞きになるほうが良いかと思えます。

ほか、いかがですか。

○委員 スライドを見せていただいて、運動機器については、私等が使ってもしんどそうなものなのかなという印象を受けたので、元気な方を対象として考えておられるのかなと思います。ですが、お話に出ましたように事故であったりというのは、やっぱり起きる可能性が大きいのかなというのは正直思います。

○委員 49ページですけれども、四角でくくってあるところの4行目、サービスの記録の保管は2年間となっていますが、民法では5年だったのではなかったですか。介護保険では2年ですか。

○事務局 そうですね。介護保険上は2年になります。草津市の条例では、5年とさせ

ていただいているところになるのですが、先ほど申しあげましたが、まだ草津市の条例が地域密着型通所介護に対しては適用されないため、現状として、国の基準で整理をされているということになります。

○委員長 草津市が地域密着型通所介護については、新しい条例を定めるということですが、他の地域密着型サービスについては、既に草津市の条例がありますね。それは国の基準を上回った水準での規定というのは、例えば2年が5年のように幾つかあるわけですか。

○事務局 あります。

○委員長 その中に経営の安定性というのは、ありませんか。

○事務局 その部分についてはありません。難しいところですが、経営の安定性というところではじき出してしまうということになると、例えば、その事業所がそれは不当だということで訴えを起こされた場合、恐らくそれは民事の裁判になると思うのですが、介護保険法の中では、条件を揃えておれば、指定するということが基本になります。これは実際の話なのですが、小規模多機能型居宅介護事業所を開所したいという事業所がありましたが、市町は、介護保険事業計画にないので、指定はしないということで、お断りされたケースでした。事業者側が、それはおかしいということで裁判を起こされまして、結果、事業所が勝訴になったという事例があります。そこから判断いたしましても、介護保険法の中では、サービス提供をしたいという意向がある事業所が手を挙げてきた際には、基準を満たしていれば広く門戸を開いて、指定しなさいというのが基本のスタンスにあるのだと思います。

ですので、経営の安定性の部分だけに必要以上にかせをはめにいくと、本来の趣旨から外れているということになり、市で独自に基準を設けることは厳しいと思っております。

○委員長 基本的な介護保険の考え方ですね。

○委員 でもそこで経営が逼迫してくると、外には見えない形でサービスの質の低下、

人件費を切り詰めたりであるとか、人員配置をぎりぎりで行っていて、運動をしに来た人を放ったらかしにしたり、誰かにかかっている間に利用者が一人になったり、いろんなことがきっと起こってくるだろうと思います。お食事を出しているところであると、食費を削る等、いろんな工夫をせざるを得ないということになると、門戸を開いたけど何をしていることか分からないということがありますので、そういう事業所を淘汰していける仕組みが今後欲しいなと思います。

○事務局　十分ではないかと思いますが、平成27年度に介護保険法が改正になり、基本報酬は下がりました。下がったのですが、例えば、人員配置を厚くすること等に対しての加算の部分を報酬の中で厚く見ていこうという方向に変わりつつありますので、十分ではないというのは私どもも思っているのですが、制度自体も基本的にはそちらの方向で少しずつ変わっていったのかと思います。

○委員長　基準という枠はあるけど、それを満たしてしまえば、どんな経営体でも事業ができるという。逆に言うと、事業がペイしなかったら廃止できるという。こういう仕組みですので、本来的な介護を保証するという点では私は大問題だと思いますが、この仕組みの中で、その部分をどうやって担保するかということは難しいですね。

だから、市の条例で何とかならないかなと思うのですが、今は難しいという見解ですね。

○事務局　委員会でこういった御意見をいただいたことにつきましては、確実に事業者にお伝えさせていただきますので、そういった意味では、御意見がありましたら、内容に応じて事業者へフィードバックさせていただきたいと思います。

○委員長　66ページのところに、運営推進会議の名簿がありますが、まだお名前が入っておられるのは、お一人だけですね。町内会長とかというのは、これ自動的に入ることになっていますか。

○事務局　地域住民代表ということになりますので、基本的には町内会長が来ていただくケースが非常に多いのですが、それに代わって、例えば民生委員・児童委員の方も地域住民の代表と判断できますので、その部分は事業者から地域の方の代表に対して、働きか

けをしていただいて、運営推進会議のほうに来ていただくという流れになります。

○委員長 書類で申請される時点では、ここの名簿は空白であっても構わないのですか。

○事務局 構いません。申請の時点では、埋まっているということのほうが少ないかもしれないです。

○委員長 ほかに御質問ありませんでしょうか。

それでは、質疑をこれで終了させていただきたいと思いますが、議事「（１）地域密着型サービス事業所の指定について」、お諮りいたします。

デイサービスきたえる一む草津の指定に賛同をいただける方は、挙手をお願いいたします。

（委員挙手）

では、議事（１）については、了解ということで終了させていただきます。

では次に、議事「（２）草津市運営推進会議の設置及び運営に係るガイドラインについて」、説明をお願いします。

○事務局 資料２に基づき説明させていただきたいと思います。

事前にお配りしております、ガイドライン案ですが、冒頭に課長が申しあげましたけれども、こちらのガイドライン自体は、平成２６年２月２７日、約２年前になるのですが、こちらの当委員会では、一度審議いただいたものとなっておりますが、今回、地域密着型通所介護が市の指定になるということに合わせまして、運営推進会議の開催対象となるサービス等に変更がありましたので、その部分について所要の改正をさせていただいたという内容になります。

おさらいのような形になるんですけども、運営推進会議とは、事業者自らが運営推進会議に対して提供するサービスの内容等を明らかにすることで、適正な事業運営に資するとともに、地域に開かれたサービスをすることで、サービスの質の確保と向上を図ることを目的とし、運営推進会議は、事業者からの活動状況等の報告を受け、それを評価し、

必要な要望と検討を行うということ、となっておりますので、基本的にはその事業所の透明性を高めたうえで、より質の高いサービスを提供するよう努力をいただくためのきっかけとなるような会議という位置づけになります。

構成員につきましては、ガイドラインの4を見ていただきたいのですが、基本的にそこで挙げられています黒点のところの3分野の方からの御参加をお願いするという形をとらせていただいています。

利用者または利用者の家族、地域住民の代表者または当該サービスに知見を有する者、市職員または地域包括支援センターの職員ということで挙げさせていただいております。

地域住民の代表者につきましては、町内会の町内会長、町内会の役員、民生児童委員、老人クラブの代表など、そういった方を基本的には想定しております。

知見を有する者とは挙げておりますが、医療機関や介護保険事業に詳しい方を想定しております。

また、基本的には5名以上で構成することをお願いしております。実際には、5名が厳しいということもありますが、ガイドラインで示させていただいている人数ということで、これに沿うような形でお願いしますということで周知のほうをさせていただいているところでございます。

今、御説明させていただいた部分につきましては、前回と変わらない部分になります。今回の主な変更点につきましては、定員18名以下の通所介護事業が地域密着型通所介護事業という名称になり、市の指定になりました。これを受け、通所系サービスにつきましても運営推進会議を開きなさいということで、平成28年4月1日から制度改正がありました。

既に地域密着型サービスであった認知症対応型通所介護につきましても、同様に、今までは運営推進会議は義務づけられていなかったのですが、そちらも同様に運営推進会議の開催が義務付けられております。

基本的に、地域密着型サービス事業所につきましては、運営推進会議を2カ月に1回、年6回程度開くということが義務づけられているのですが、こちらのは通所系のサービスにつきましては、6カ月に1回、年2回程度の開催が義務づけられているところです。

今回、地域密着型通所介護として、26事業所が県から権限移譲されると聞いておりますが、会議の構成員である町内会長等に対し、事業所がいきなり参画のお話に行くことは、混乱を生じるかと思われましたので、4月15日に市から各町内会長に対し、依頼文を送付

させていただきます。

内容的には、全ての町内が対象になるわけではないので、こういった制度の改正があり、運営推進会議に参加してくださいという打診が介護サービス事業所からあるかもしれないので、その際には、御対応をよろしく申し上げます、といった内容となります。

民生委員児童委員の方につきましては、同様に依頼文書を4月中に送付させていただくことになっております。

また、各圏域の地域包括支援センターや事業所に対しましては、2月に実施しました集団指導の中で周知をさせていただきます。

議事「(2)草津市運営推進会議の設置および運営にかかるガイドラインについて」の説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○委員長 どうもありがとうございました。

委員の皆様の中で、運営推進会議に実際出られている方はいらっしゃると思うのですが、どういう状況かということもお聞かせいただきながら御意見をいただきたいと思っております。

○委員 自治会長、民生委員、老人会の会長を兼ねている方が一人、知見者として、職能の団体の方をお願いしたりして参加してもらっています。また、地域包括支援センターと介護保険課です。私のところの場合は、家族会というのを設けていないです。家族に関しては、これはこちらの判断でしかなかったのですが、何とか家で暮らすために介護サービスを利用して、そこで運営推進会議に御家族代表として出席してもらうことは、非常に負担になるのではないかとということから、今まで依頼はしていませんでしたが、年6回、2カ月に1回の頻度ですけれども、1回参加してみたいのか、通年で参加したいのかどうか、というアンケート調査を一度してみて、その内容によって参加いただく方を選定していけたらと思っております。

ここで論点がずれてはいけないと思うのですが、今、事業所として困っているところと言いますと、運営推進会議の意義の中には、事業所でどういうふうなサービスを提供しているのかを公にしていくということですが、何を発信していいのか、ということで事業所が困っているというのが実態であります。

例えば、登録人数、運営の状況です。要介護度の平均がどれくらいで、どれくらいの人数がお越しになっていて、お泊まりの利用がどれくらいある、スタッフはどういうふうな



活動をしているのかなどです。事業所の中の実態について別に隠したいわけではないのですが、あえてその場を出して、皆さんから意見をもらうに値する内容というのが一体何なのか、というのもこちらとしても困りながら進めているという状態です。

事業所の特色というのものもあるのだと思うのですが、私の法人に限っての話になってしまいかもかもしれませんが、普通の生活を普通に継続するということに焦点を置いている以上、特段変わったことをしているわけではないという認識があって、でもそれをあえて意識的に捉えるということを事業所はしている。それを根底に出して、そこに対する意見を求めていくのが良いのですが、メンバーの皆さんが何を求めているのかというのがあまり見えなかったり、運営推進会議を個々の事業所でされるのですが、他の事業所がどういう運営推進会議のやり方をしているのか、というのがなかなか見えづらいというのがあると思っています。

いくつかの運営推進会議に関わっている方に伺って、他の事業所ではこのような内容を発信しているので、その辺のすり合わせというか、どんどん中身の濃さを上げていくということをしていきたいなと思います。

○委員長　運営推進会議でどういう情報を発信するか、一つ論点を出していただきましたが、あとで少し意見交換ができると思いますが、他の委員はいかがですか。

○委員　グループホームを運営しておりますので、2カ月に一度、運営推進会議をやってきました。事業所を開所して12年が経つのですが、最初の頃はうまく会議をもてなくて、市から指導をいただきながら、やっと3年ほど前からきちっと定期的に開催することができるようになりました。

自治会長の方は、先ほども出ましたとおり現役の方が多いので、4月の年度はじめと最後の年2回はお越しいただいています。あとは、地域住民代表として地域の方が一人、グループホームの入居者の家族の方が1、2名来ていただいています。そして、このたび認知症対応型通所もやっていますものですから、4月に認知症デイサービスも一緒にさせていただきます。

どちらの御家族に参加してもらおうか、どのようなことを求めているのか、というのが分からないまま御依頼させていただいたところ、3名の御家族に来ていただきまして、御利用者本人も来ていただきまして、総参加者13名で開催させていただいたとこ

ろです。

これまでのグループホームの会議では、どのような状態の方が入所なさっていて、車いすを利用される方が何人おられて、直近2カ月間では、このような事故が起こって、このように運営している、またこのような行事を催しているなど、事業所の取り組み等について、一通りの報告をさせてもらいます。地域の方からは、地域住民があまりそういった内容について知らない、という感じで、分かりやすい質問をしていただきます。それがとても良くて、例えば、要介護1と5では、どちらが重度なのか。そういう質問をしていただくことがとても御家族にもリラックスできる会議になっています。また、行政からのアドバイスがあるなど、リラックスした感じで前回までは開催していました。

今回は、さらに盛り上がりまして、私どもの事業所も家族会ができていないのですが、まるで家族会のように、グループホームに入居されている御家族から、認知症デイサービスを利用され、日頃の認知症介護に悩んでおられる方たちが、アドバイスを受けるなど、家族会のような雰囲気で開催できました。

また、地域包括支援センターの職員も要所、要所でアドバイスをしてくださる。制度的にこのような制度もありますので今後利用を検討してください、御家族が行方不明になられた場合には、このような手続きがありますなどです。

まだまだ理想とほど遠いのですが、思いがけず良い時間になりました。

○委員長 次の委員もお願いします。

○委員 施設で行っている行事であったり、事故であったりを報告させていただく場になっています。

当施設は、町内の方に恵まれていまして、前々年度の町会長がずっと代表で残ってくださっています。町会長は毎年変わられるので、議題に挙がっていても、また一からになってしまうことが悩みだったのですが、代表で残ってくださっている方が現在の町内会長と取り次ぎをずっとしてくださっています。ですが、町会長は毎年変わられるので、緊急時の対応や、災害時の対応というのは、毎年ほとんど白紙の状態ではあるのですが、少しでもパイプというのはつながっていているのかなというのは感じます。

また、私の勤務先は施設ですので、災害が起こった場合、一時避難所になり、こういった形で実施します、というような報告等もさせていただくなど、施設と町内会との関係の

中で、連絡的な役割も兼ねさせてはいただいているのかなと思っています。

○委員長     どちらの町内会でしょうか。

○委員     〇〇〇町内会です。

○委員長     介護等に熱心な方が多くいらっしゃる地域ですね。

○委員     そうですね。認知症の啓発などにも熱心で、すごくまとまりのある町内です。

○委員長     次の委員もお願いします。

○委員     私の事業所も他の委員と同様ですが、地域住民の方や民生委員の方に毎回来ていただいています。

町内会長は、年1回変わられるということもあって、なかなか参加のほうは難しい状況ですが、今後、声をかけさせていただきたいと思っています。

主に事業所の行事や、出来事を報告する場になっており、これからの運営に関してどのようにしていいのか、という会議ではないため、今後の課題にしていきたいと思っています。

○委員長     4名の委員の方に、御自身に関わっているところでの運営推進会議の状況を聞かせていただいたのですが、いかがですか。お聞きしていただいて。

○委員     町内会長がなかなか出席できないという話がありましたが、今までは60歳が定年だったのですが、65歳以上でも働いておられる方がたくさんおられますので、出来ましたら、会議を夜にさせていただけたら良いのではないかと思います。

また、施設が所在する町内会長だけではなく、近隣の町内会長が出席されても問題はないと思います。却って、近くの町内会長の方が意見を出しやすかったり、良い意見も出てくるのではないかと思います。

今、聞いているお話では、施設や事業所が所在する町の会長さんに依頼をされているかと思いますが、近隣の町内の町会長に依頼するなど、考えていただいたら良いのではと

感じました。

また、いろいろなところで運営推進会議をされているのですが、連携をするためには、誰か一人が、複数の運営推進会議を兼ねてもらうというのが本当は良いのではないかと思います。そうしなければ、一方は進んで、もう一方は全く交流がない、というのは非常に風通しが良くないのではと感じました。

○委員長 何か御感想はありますか。

○委員 私は、両親がグループホームに入所していた経験はあるのですが、その家族の立場からとして、そこでいただく情報というのは、自分のところの情報だけなので、運営推進会議の場で、情報や報告などがあるのであれば、家族側としてもどんどん発信してもらいたいと思いました。

○委員 運営推進会議の内容については、どのようなことをするかということは、別に決まっていないということでしょうか。地域に開かれたサービス提供という意味では、開催したほうが良いだろうと思います。

ですが、原則として2カ月に1回というのは、かなり開催期間が短いという気はします。そんなに報告することはないのではと思います。会社の経営会議などですと、他社との会議を2カ月に1回開催することは、少し忙しいという感じがしますので、3カ月とか4カ月に1回の開催でも良いかと思います。また、できるだけ多くの報告をその場でしていただき、内容の濃い報告ができる会議を開催していただければと思います。会議の内容については、個々で違ってくるのが当たり前かもしれないので、もう少し緩やかな、報告会のような外に開くという意味の会議を設置されてはどうか、と思いながらお聞きしていました。

○事務局 私どもも市職員として運営推進会議に参加をさせていただいておりますが、資料記載の内容が国の示す運営推進会議開催についての趣旨になっております。

委員がおっしゃられたように、開催回数が2カ月に1回の開催では、事業所、御家族、町内の方が集まっていただくことが大変ということがあるかと思いますが、開催頻度の2カ月に1回と6カ月に1回の差には理由がありまして、認知症高齢者グループホーム、小

規模多機能型居宅介護、地域密着型特別養護老人ホームにつきましては、サービスに対して支払われる報酬が月単位の包括払いになっているサービスになります。また、ケアマネジャーが当該事業所等の中にいらっしゃるケアマネジャーになりますので、外部との関わりが非常に少ないという点があります。

その中で、サービス内容をより外部に向けて発信していくというのが、運営推進会議のそもそもの趣旨になり、おおよそ2カ月に1回という形で制度設計されております。

こうした中、事業所等の負担軽減という考え方が前提にありますが、通所系サービスについては、1回のサービス提供で幾らという報酬の考え方であり、また外部のケアマネジャーがプランを組まれていることもあり、単一の事業所等でサービスが完結しないということもあり、6カ月に1回の開催という制度設計になっております。

その中で、今も委員がおっしゃっていただいたように、地域とのつながりがすごくできる場なのかなというふうには感じております。

災害時のお話であったりというのは当然ながら、町内会ごとにお祭りや盆踊りなどのイベント行事をされるのですが、そういった機会に、事業所のほうにも参加をされてはどうか、という話をされたりという場面もあり、地域の方との顔見知りの関係、馴染みの関係になることによって、近くにあるその事業所に行けば、こういった場合には何か解決策が見つかるのではないかと、という地域の方にとっても安心感として現れてくるのではないかと考えております。

また、委員がおっしゃっていただいたように、一人の方が横断的にいくつかの事業所の運営推進会に参加いただいている場合もあります。

○委員長　地域に開かれたというのがキーワードですね。その持つ意味というのは、地域から注目される、よく見ていただく、少しきつく言うと監視されているという面も幾分か含んでいるのかと思います。地域にとって無縁のものではなく、積極的に受けとめれば、地域にあって良かったと思える、そういう介護サービスの拠点になってもらうという、そういう意図があるのだらうと思います。

もう一つは、どういった情報を発信すれば良いかということですが、利用者にとってどういった情報が必要かという、利用者の目線から見ていくことなのだらうと思います。

まずは、いざ介護が必要となったときに、何が一番必要な情報なのかという、そういうことを提供される側は考えていただきたいです。その場合ですが、市職員は必ずそれぞ

れの事業所に1名は行かれると思いますが、一人あたり何件行かれていますか。

○事務局 現状で、一人あたり4件ずつくらいです。5人で4件ずつくらいの20事業所くらいを現状として参加しております。ただし、先ほど申しあげましたとおり、地域密着型通所介護26事業所にも今年度から運営会議の設置・開催が義務付けられており、一人あたりの件数は増える状況にあります。

○委員長 事業所数が多くなると、参加すること自体が大変になりますね。

○事務局 先ほど横断というお話があったのですが、市の職員はいくつかの事業所の運営推進会議を兼ねておりますので、事故が起こった場合の各事業所の対応については、情報として、ある一定の蓄積があります。運営推進会議の中で事故報告等があった場合には、好事例というわけではないですが、対応事例等について情報提供をさせていただく場合もあります。

○委員長 そこが市の職員、介護保険課としての大事な仕事ではないかと思います。事業所や利用者は、その事業所しか直接は分からないですから、他の事業所がどのように運営・対応されているかということ相互に学び合える場だと思います。また、その部分をつなぐ役割というのは市にあるのだと思います。ですから、集団指導などを通じて、運営推進会議の持ち方や事業所ごとの優れた内容について、情報提供することをお願いしたいと思います。

ほか、いかがですか。

では、議事「(2) 草津市運営推進会議の設置および運営にかかるガイドラインについて」は、終了させていただきます。

次に議事「(3) グループホームはるかの増床について」、説明願います。

○事務局 報告案件になりますが、資料3-1、資料3-2に基づき御説明をさせていただきます。

グループホームはるかの増床についてになりますが、所在地といたしましては、草津市新浜町153の2にございまして、社会福祉法人華頂会が経営をされており、平成15年

4月7日に指定を受けられ、事業を実施されています。

資料3-1の変更内容のところを御覧いただきたいのですが、これまで1階6床、2階9床ということで、計15床で運営をされていたところですが、今般、1階の部分6床につきまして、3床増床を行われております。このことから、1階、2階ともに9床、9床になり、合計18床になります。現在、グループホームにつきましては、市の条例において、1ユニット9床が上限となっており、また1つの事業所では、2ユニットまででの運営が規定になっておりますので、上限まで増床されるということになっております。

こちらにつきましては、平成26年度に策定をいたしました、草津あんしんいきいきプラン第6期計画に基づく増床になっておりまして、計画に沿って整備をされているものであることを御報告させていただきます。

参考になります。資料3-2が事業所の平面図、立面図となりますので、あわせて御確認をお願いいたします。

非常に簡単ではございますが、以上となります。

○委員長　これは報告事項ですね。

よろしいですか。

それでは、次に、議事「(4)その他」について、説明をお願いします。

○事務局　資料4を御覧ください。こちらも報告案件になるのですが、地域密着型サービス事業の取り扱いということで、平成28年2月18日に、草津市、栗東市、守山市、野洲市の湖南4市の担当者が集まりまして、地域密着型サービス事業所の利用に関する取り扱いについて協議をさせていただきました。内容といたしましては、国の省令等の詳細が決定していない部分、運用の部分について、今後円滑に地域密着型サービスが提供されることを目的に、4市の中ですり合わせを事前に行うというものです。

一つ目といたしましては、転入者の市内地域密着型サービス事業所の利用については、前提条件として、地域密着型サービスは、事業所のある市町の住民の方しか御利用いただけませんが、転入されてすぐにサービスを御利用される場合、通所系サービスについては特に制限を設けておりませんが、認知症高齢者グループホームや地域密着型特別養護老人ホームなどの入所系サービスは、入所を目的に転入され、利用いただく場合には、住民登録をされてから3カ月経過後に入所等申し込みが可能となる、といった制限を設けており

ます。

この取扱いにつきましては、従来から草津市で設けておりました基準と同じ基準になり、協議の中で草津市の基準をお示しさせていただいたところ、他市もそれに準ずる形で整理されることとなりました。

あわせて、通所系サービスにつきましては、転入当日から利用可能ということで共通認識をさせていただいております。

二つ目といたしましては、先程申しあげましたとおり地域密着型サービスは、当該事業のある市町の住民の方しか利用いただけないサービスなのですが、やむを得ない理由があり、どうしても他市の市民の方が市外の地域密着型サービスを利用したいといった場合、市町村間の同意があれば利用可能となりますが、事業所所在市町村からの指定だけでなく、利用される方の保険者市町からも指定を受けていただく必要があります。その際、資料4にありますように、入所系サービスと通所系サービスで異なった取扱いを設けさせていただいており、入所系サービスにつきましては、事業所単位ではなく、人単位で指定をさせていただくこととなります。

これは、例えば、草津市の認知症高齢者グループホームを栗東市のAさんが利用したいという際、基本的にはお断りするのですが、やむを得ない理由があり、それが認められる場合には、草津市にある認知症高齢者グループホームは、栗東市に対して指定申請し、指定を受けてもらいます。その一年後、栗東市のBさんが同じように草津市の同じ認知症高齢者グループホームを利用したいとなった場合は、介護保険法上、事業所は一度指定を受けますと6年間は効力があるのですが、入所系サービスを利用される場合は、Bさんから利用希望があった場合、Aさんとは別にBさんに対して再度指定を受けなければならないというものです。

要するに、AさんとBさんは、同じ市からの利用になりますが、事業所の指定としては、人単位で指定を行うという取扱いにさせていただいております。

これは、入所系サービスは、床数に限りがあるサービスとなりますので、一人目の指定で二人目以降も利用可能としてしまいますと、他市からの利用が増大する可能性がありますので、明確に人単位で個別の事情を勘案し、指定するといった取扱いにしております。

一方、通所系サービスにつきましては、登録定員や利用定員はあるものの、一人の方が毎日サービスを利用されるといった事業形態ではないため、事業所単位指定ということでさせていただいております。先ほどの例で言いますと、栗東市のAさんが草津市の通所系サ



ービスの事業所を利用いただいている、栗東市のBさんも同じ事業所を利用される場合は、事前に、本当に利用して良いかどうかという判断を市でさせていただくのですが、手続上は、一度指定を受けていれば、当初指定を受けた時点から6年以内の間であれば、新たに指定の申請をする必要はないという取扱いにさせていただいております。

また、入所系サービスにつきましては、厳格に管理されるべき内容になることから、本来であれば、事前に本委員会にお伺いを立て、その手順について御判断いただくというのが一番適当であると考えておりますが、本委員会は定期的にかかれる委員会ではないため、入所の可否について、本委員会での判断を待って行うということになりますと、案件に合わせて委員会を開催することは非常に困難となります。

このため、介護保険課で、その方が本当に草津市内の入所系サービスを利用することが適当であるか、という判断をさせていただきまして、直近の委員会で事後報告をさせていただきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思いますと考えております。

○委員長　　ありがとうございました。

地域密着型サービスについては、湖南4市で共通ルールを設けられたという報告でしたが、いかがでしょうか。

○委員　　通所系サービスについて、他市の方を受け入れる場合、選考基準等はあるのでしょうか。一度指定してしまいますと、その後、指定を受けた市町の方がどんどん利用されるようになってしまわないのでしょうか。

○事務局　　通所系サービスにつきましても、草津市のその事業所を利用しなければならない明確な理由がない限り、お受けしないという形をとらせていただいております。

○委員　　その理由というのは具体的にどういった理由でしょうか。

○事務局　　例えば、ある地域密着型サービスを利用したいのだが、住民登録のある市町の事業所では定員がいっぱいで利用できない場合や当該サービスタイプの事業所がない場合などについては、やむを得ない理由ということで整理しております。

○委員 わかりました。

○委員長 ほかにいかがですか。

資料にある他市の事業所指定というのは、他市というのは、湖南4市の中での他市ですね。

○事務局 そうです。湖南4市の中での共通認識になります

○委員長 草津市の立場からすると、他市というのは、栗東市、守山市、野洲市の3市ですね。

○事務局 はい。湖南4市に限っては、この取扱いにさせていただいております。

○委員長 大津市は、ここに入らないのですね。

○事務局 先日、大津市の担当者の方からも、この話について一度お話ができたなら、というお声がありましたので、湖南4市での取扱いをベースにしながら、今後、大津市ともお話の場を設けさせていただければと考えております。

○委員 実際、私の事業所も大津市にお住まいの方が、近隣で小規模多機能型居宅介護事業所を探したけれど、自分たちが納得して利用できるような事業所が見つからなかった、うまく利用につながらなかった、という経緯があり、少し範囲を広げて探された際に私の事業所を見つけられたということがありました。実際に見学に来られた結果、利用したいということだったのですが、実際それが出来るかという、事業所側からすると非常に難しいです。一つは、私の事業所であれば通い、訪問、泊まりを一体的を提供いたしますが、通所介護であれば送迎が必要となるのですが、草津市内にお住まいの方と同等のサービスを実施できるかと言うと、その距離の問題でやりづらさが出てくるというところがあります。また、先ほどおっしゃっていたように、事務手続にしても、指定や請求が煩雑になり、そこに対する事務員をもう一人雇用する等を考えますと、事実上、事業所として本当に受け入れできるのかと考えたときに、できないなというのが実態じゃないかと感じ

ました。

○委員長　　実際、お仕事に携わっていないとそのあたりは、よく分からないかもしれないですね。

当面、湖南4市では、共通ルール化をさせていただくという、そういう方向ですね。  
よろしいですか。

#### 4. 閉会

○委員長　　以上で、予定されていた議事は全て終了いたしました。

ほかに何かございませんか。なければ、本日はこれで終了させていただきます。

どうもありがとうございました。